

新宿区公益保護のための通報に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新宿区公益保護のための通報に関する条例（平成 18 年新宿区条例第 39 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第 2 条第 2 項第 1 号の新宿区規則で定める者)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項第 1 号の新宿区規則で定める者は、議員、区長、監査委員及び新宿区公益保護委員とする。

(条例第 2 条第 6 項第 2 号の規則で定めるもの)

第 4 条 条例第 2 条第 6 項第 2 号の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

第 4 条 条例第 2 条第 6 項第 2 号の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）

新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）

新宿区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 2 年新宿区条例第 8 号）

(条例第 2 条第 6 項第 3 号の規則で定める事実)

第 5 条 条例第 2 条第 6 項第 3 号の規則で定める事実は、次に掲げるとおりとする。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定による請求の対象となる事実

地方自治法第 185 条の 2 の規定に違反する事実

地方自治法第 198 条の 3 第 2 項の規定に違反する事実

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条の規定に違反する事実

新宿区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成 2 年新宿区

条例第9号)第11条の規定に違反する事実

新宿区区民の声委員会条例(平成11年新宿区条例第36号)第4条第3項の規定に違反する事実

新宿区非常勤職員規則(昭和54年新宿区規則第40号)第6条第4項の規定に違反する事実

新宿区教育研究調査員設置等に関する規則(昭和43年新宿区教育委員会規則第4号)第5条第2項の規定に違反する事実

新宿区社会教育指導員設置等に関する規則(昭和40年新宿区教育委員会規則第1号)第5条第3項の規定に違反する事実

新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則(平成16年新宿区教育委員会規則第5号)第8条第2項の規定に違反する事実

(公益保護のための通報の方法等)

第6条 公益保護のための通報は、書面により行うものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

公益保護のための通報を行うもの(以下「公益通報者」という。)の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつては、代表者の氏名

次のアからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める事項

ア 公益通報者が条例第2条第2項第1号又は第5号に掲げる者である場合 所属する部及び課の名称

イ 公益通報者が条例第2条第2項第2号に掲げる者である場合 所属する課又は学校の名称

ウ 公益通報者が条例第2条第2項第3号に掲げる者である場合 勤務する区の公の施設の名称

エ 公益通報者が条例第2条第2項第4号に掲げる者である場合 従事する区の事務の内容

オ 公益通報者が条例第2条第4項第2号に掲げるものである場合 そのものが区の区域内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

カ 公益通報者が条例第2条第4項第3号に掲げる者である場合 その者が勤務する区の区域内に存する事務所又は事業所の名称及び所在地

キ 公益通報者が条例第2条第4項第4号に掲げる者である場

合 その者が在学する区の区域内に存する学校の名称及び所在地

通報対象事実を特定するに足りる事項

条例第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知を希望しない場合は、その旨

- 3 前 2 項の規定は、次条第 1 号の通報について準用する。この場合において、前項第 3 号中「通報対象事実を特定するに足りる事項」とあるのは「条例第 20 条第 1 項から第 3 項までに規定する不利益な取扱いの内容」と、同項第 4 号中「条例第 18 条第 1 項及び第 2 項」とあるのは「次条第 4 号」と読み替えるものとする。
(条例第 8 条第 2 号の区長が必要と認める事務)

第 7 条 条例第 8 条第 2 号の区長が必要と認める事務は、次に掲げるとおりとする。

条例第 20 条第 1 項から第 3 項までに規定する不利益な取扱いを受けた者から、当該不利益な取扱いについての通報を受け付けること。

前号の通報（条例第 20 条第 1 項又は第 2 項に規定する不利益な取扱いに係るものに限る。）に基づき調査し、同条第 1 項又は第 2 項に規定する不利益な取扱いがあったと認めるときは、区長に対し、当該不利益な取扱いの是正に必要な措置を講ずること又は当該不利益な取扱いの是正に必要な措置を講ずるよう同条第 1 項の任命権者若しくは同条第 2 項の教育委員会に求めるべきことを勧告すること。

第 1 号の通報（条例第 20 条第 3 項に規定する不利益な取扱いに係るものに限る。）があったときは、区長に対し、その旨及びその内容を通知すること。

第 2 号の規定による調査の結果及び同号の規定による勧告をした場合はその内容又は次条の規定による区長からの報告の内容について、第 1 号の通報を行った者に対し通知すること。

(前条第 3 号の規定による通知を受けた区長の調査・報告義務)

第 8 条 区長は、前条第 3 号の規定による通知を受けたときは、速やかにその内容について調査し、その結果を新宿区公益保護委員に報告するものとする。

(第 7 条第 2 号の規定による調査等を行う場合における守秘義務等)

第 9 条 第 7 条第 2 号又は前条の規定による調査は、当該調査に必要と認められる者に対してのみ行うようにしなければならない。

2 第 7 条第 2 号の規定による調査に関係した者は、当該調査に係る上で知り得た秘密を他の者に漏らしてはならない。

(条例第 17 条第 1 項及び第 3 項の規定による公表の方法)

第 10 条 条例第 17 条第 1 項の規定による公表は、新宿区役所の門前掲示場への掲示の方法により行うものとする。

2 条例第 17 条第 3 項の規定による公表は、新宿区役所の門前掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

(条例第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知の方法)

第 11 条 条例第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知は、書面により行うものとする。

(条例第 20 条第 1 項の規則で定める職員)

第 12 条 条例第 20 条第 1 項の規則で定める職員は、地方公務員法第 3 条第 3 項に規定する特別職にある者 (同項第 3 号に掲げる職にある者を除く。) とする。

(不利益取扱いの防止措置)

第 13 条 区は、指定管理者又は事務受託者若しくは派遣労働者に係る労働者派遣を行う者 (以下この項において「指定管理者等」という。) との間で、公の施設の管理に係る協定又は事務の委託に係る契約若しくは労働者派遣に係る契約を締結するに当たっては、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

指定管理者等は、条例第 20 条第 3 項の規定を遵守すべきこと。

区は、指定管理者等が前号に違反したときは、当該指定管理者の指定を取り消し、又は当該事務の委託に係る契約若しくは当該労働者派遣に係る契約を解除できること。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。